
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 6 号

平成26年3月25日付25長監第85号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 7 月11日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	溝口	芙美雄
同	高見	健

26 総文第 13 号
平成 26 年 5 月 30 日

長崎県監査委員	石橋	和正	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	溝口	芙美雄	様
長崎県監査委員	高見	健	様

長崎県知事 中村 法道 印

平成 25 年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 3 月 25 日付け 25 長監第 85 号にて提出された監査結果の報告に基づき、
別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興室		
【長崎県公立大学法人】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 過年度未収金について(佐世保校)</p> <p>平成24年度末で、過年度の学生納付金の未収金が、3件1,525,900円ある。前年度に消滅時効の到来した15件5,144,600円の債権放棄を行ったため、大幅に減少しており、また新たな過年度未収金は発生していない。</p> <p>しかしながら、回収対策としては、毎年度1回文書による督促状・納付計画書を送付しているのみで、その後の対応が行われていない。</p> <p>引き続き回収に努めるとともに、未納者の現状を把握し、債権の保全手続きや時効中断の措置をとるなど適切な債権管理を行うこと。</p>	<p>過年度の未納者3名の未収金回収にあたっては、元学生へ督促状を送付しており、未納者3名のうち2名については、少額ではあるが毎年度、納付がっており、引き続き回収に努めてまいります。</p> <p>また、残り1名については、平成26年2月12日で消滅時効が到来したため、速やかに債権放棄の手続きを行いました。</p>
	<p>(2) 会計処理について</p> <p>会計処理について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。</p> <p>ア 決算処理について(佐世保校)</p> <p>協定事業の負担金について、事業が平成24年度に終了しているにもかかわらず、翌年度に収益化している。</p> <p>また、教育研究費について、教員からの自己負担分を当年度の未収金に計上せず、翌年度の雑益として受け入れている。</p> <p>イ 立替払いについて(佐世保校)</p> <p>当法人会計事務取扱規程によると、立替払を行ったときは、2週間以内に立替払請求書を提出すると規定されているが、当該期間を超えて提出された請求書が認められる。</p> <p>ウ 現金の収納について(シーボルト校)</p> <p>当法人会計事務取扱規程によると、20万円以内の収納した現金は7日以内に金融機関等に預け入れると規定されているが、当該期間を超えて現金で保管している。</p> <p>また、現金のままで長期間保有しているにもかかわらず、現金勘定を省略し直接預金へ収納した会計処理を行っている。</p>	<p>ア 外部資金の収益化及び教育研究費予算執行超過額の未収計上については、4月中に当該処理を行っていましたが、その後の処理がなされていないことが6月上旬に発覚したため、会計監査人に相談の上、翌年度(平成25年度)の収益として処理を行いました。</p> <p>今後は収益化及び未収計上の処理については、複数の者で十分なチェックを行うなど事務処理の遺漏がないよう努めてまいります。</p> <p>イ 立替払いについては長崎県公立大学法人会計事務取扱規程に定めるとおり、期間内に立替払請求書の提出が必要であり、改めて全教職員に対し規定の遵守を通知するとともに学内会議でも周知徹底を図りました。</p> <p>なお、やむを得ず請求期限を超える場合には、請求遅延理由書の添付を求めるとともにいたしました。</p> <p>ウ 現金の収納については、長崎県公立大学法人会計事務取扱規定に定めるとおり、7日以内に金融機関に預け入れるよう、複数の者で十分なチェックを行い、事務処理の遺漏がないよう努めてまいります。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
	<p>エ 旅行諸費の支給について(シーボルト校) 県内旅行の旅行諸費について、当法人の職員旅費規程と異なる取扱いをしている。</p>	<p>エ 旅行諸費について、職員旅費規程のとおり支給するよう改めました。</p>
<p>指摘事項(団体)</p>	<p>(3) 契約事務について 契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 委託契約の解除について(佐世保校) 当法人契約事務取扱規程によると、債務不履行の場合には契約書に違約金に関する事項を記載するようになっているが、学生会館機械設備業務委託契約について、契約期間の途中で契約を解除しているが、契約書に違約金に関する事項を記載しなかったために、違約金を徴収していない。</p> <p>イ 最低制限価格の積算根拠について(シーボルト校) 当法人契約事務取扱規程によると、最低制限価格は予定価格の積算の基礎となった労務数量等により算出すると規定されているが、長崎県立大学シーボルト校設備管理業務委託について、規程に基づいて算出していない。</p>	<p>ア 庁舎等の警備については、警備員の常駐配置及びセンサーによる機械警備を行っておりますが、機械警備を設置していない学生会館へ不審者が侵入したことから、平成23年7月より同施設へ新たに機械警備を設置いたしました。その際、契約書に違約金にかかる項目を設定しておりませんでした。今後は、違約金の条項を入れるなど契約書のチェックを十分に行ってまいります。</p> <p>イ ご指摘の点については、契約事務取扱規程の改正が行われた直後の入札において、改正内容が適切に反映されていなかったものですが、以降の入札においては、規程に基づき適切に算出しております。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:企画振興部 地域振興課		
【公益財団法人 雲仙岳災害記念財団】		
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用促進について</p> <p>平成24年度の雲仙岳災害記念館における入館者数は、有料入館者、無料入館者とも目標数を下回り、平成14年7月の開館以来最低の入館者実績となっている。</p> <p>利用者数低迷としては、前年度に実施した半額キャンペーンの反動に加え、開館から10年以上が経過し、施設自体の魅力、集客力の低下等によるものである。</p> <p>このため、有料ゾーン展示の大規模リニューアルを含め施設のあり方見直しの検討を開始しているところであるが、「島原半島世界ジオパーク」に果たす役割を検討するなど、今後とも、施設自体の魅力をより向上させ、利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>開館より10年以上経過し、入館者減少に歯止めがかからない現状があることから、これを打開するために、平成25年8月より施設のあり方の検討を開始し、理事・評議員、入館者アンケートやインターネット調査、従業員の意見等を把握して課題の分析、改善策の検討を行い、災害記念館を「島原半島世界ジオパーク」の中核拠点として活用することなど、施設の魅力を高めるためのリニューアルに向けて検討を進めております。</p> <p>また、「あり方検討調査」でも整理された運営やソフト面の課題についても、今後、出来ることから順次取り組むこととしており、体験型企画展としての「命を守る防災体験」や、避難所運営疑似体験ゲーム(HUG=ハグ)、災害図上訓練(DIG=ディグ)の2つの防災体験プログラムなどにも新たに取り組み、利用促進に努めることとしております。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局: 県民生活部 生活衛生課		
【公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 会計処理について</p> <p>会計処理について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。</p> <p>ア 退職給付引当金の算定について 退職給付引当金が当法人の退職手当支給規程に基づく要引当額を下回っている。</p> <p>イ 賞与引当金の計上について 翌期6月支給分の賞与について、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を引当計上していない。</p> <p>ウ 財務諸表に対する注記について 財務諸表に対する注記に県から交付されている補助金等の記載がない。</p>	<p>ア 平成25年度補正予算により、退職手当支給規程に基づく要引当額を引き当てました。</p> <p>イ 平成25年度補正予算により、翌期6月支給分の賞与について、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を引当計上いたしました。</p> <p>ウ 今後は、財務諸表に対する注記に県から交付されている補助金等を記載いたします。</p>
	<p>(2) 契約事務について</p> <p>庁舎清掃委託契約について、文書による何等の意思決定行為がないまま、見積徴取予定業者より見積書を徴取している。 適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>今後は、庁舎清掃委託契約について、文書による何等の意思決定行為を行ったうえで、見積徴取予定業者より見積書を徴取し、適切な事務処理を行います。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 福祉保健課		
【社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 県からの貸付金に係る変更契約について</p> <p>県からの貸付金残高について、平成24年6月15日付けで貸付変更契約書を締結し、改めて貸付金額や償還方法等を定めているが、同契約の貸付金額は平成24年度の償還予定額(4,582万円)が既に控除されており、契約締結後に償還(4,582万円)をしているので、契約締結時点での貸付金残高と一致していない。</p> <p>契約締結時点での貸付金残高と契約書の貸付金額を一致させること。</p>	<p>担当者の貸付金に係る変更契約について認識不足でした。</p> <p>変更契約については平成26年度より、契約締結時点で貸付金残高と契約書の貸付金額を一致するようにいたします。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 県からの貸付金に係る変更契約について</p> <p>県からの貸付金残高について、平成24年6月15日付けで貸付変更契約書を締結し、改めて貸付金額や償還方法等を定めているが、同契約の貸付金額は平成24年度の償還予定額(4,582万円)が既に控除されており、契約締結後に償還(4,582万円)をしているので、契約締結時点での貸付金残高と一致していない。</p> <p>契約締結時点での貸付金残高と契約書の貸付金額を一致させること。</p>	<p>契約締結時点での貸付金残高と一致していない点については、担当者をはじめ決裁段階においての認識不足により生じました。</p> <p>今後は各々認識を再確認するとともに、償還金の入金確認後、変更契約締結を行うことといたします。また、貸付変更契約の施行伺いにチェック項目を添付し、再発防止に取り組んでまいります。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 長寿社会課		
【公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 賞与引当金の計上について 翌期6月支給分の賞与について、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を引当計上していない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>公益法人会計基準に基づき、支給対象期間が当期に帰属する賞与支給見込額(1,281千円)について3月31日付けで賞与引当金繰入額を計上いたしました。また、平成26年度についても、賞与引当金繰入額(1,400千円)を当初予算に計上しております。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 未収金の管理及び会計処理について つくも苑診療所の療養費について、請求漏れによる時効等により、平成24年度決算において徴収不能額が発生している。 また、過年度において、療養費を一般会計、特別会計に二重計上していたことなど会計処理の誤りにより、当年度決算において未収金を減額している。 適切な債権管理及び会計処理を行うとともに、新たな未収金の発生防止に努めること。</p>	<p>債権管理については、管理者が債権一覧を作成し、担当者が事務処理を行った後、突き合わせをする、二重チェックを行うことといたしました。 また、会計処理については、担当者の処理後、管理者が必ず確認を行うこととし、いずれもチェック機能の向上に努めております。 なお、会計処理については、さらに最終的なチェックを税理士事務所に依頼し、会計処理の誤り防止に努めてまいります。</p>
	<p>(2) 事務委任契約の算出根拠について ヘリポート設計業務にかかる事務委任について、契約額の算出根拠が施行伺に記載されていない。 また、その後行われた契約額の変更においても、同様である。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>ヘリポート設計業務を土地開発公社へ事務委任するに際し、施工伺(決裁文書)には契約額の算定根拠を明確に記載しておりませんでした。 また、契約変更においても、変更の目的や内容、及び変更額の算定根拠が記載されておりませんでした。 今後は、指摘事項を十分に踏まえ、契約額決定・変更においては、算出根拠を施行伺いに添付し、事務処理を行うことといたします。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【一般社団法人 長崎県視覚障害者協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 基本協定書について</p> <p>長崎県視覚障害者情報センターに関する基本協定書において、指定管理業務の範囲が規定されているが、当該センターとしての業務ではないものも含まれている。</p> <p>十分協議のうえ、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>当該ご指摘につきましては、平成26年3月13日付けで「基本協定変更協定書」を取り交わし、適切な業務となるように基本協定書を変更しております。</p>
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況等について</p> <p>平成24年度の長崎県視覚障害者情報センターにおける図書・雑誌の貸出数は前年度に比べ点字・テープ・CDいずれも減少している。</p> <p>一方、インターネットによる視覚障害者のための情報総合ネットワーク「サピエ」の利用者数は増加している。</p> <p>利便性の高い「サピエ」の利用者が増加していることが、図書・雑誌の貸出数が減少した一因と思われる。</p> <p>情報誌の発行、利用者・ボランティアとの三者懇談会の開催など利用促進に取り組んでいるものの、引き続き利用者のニーズ把握、広報の充実を図り、利用者の拡大に努めるべきである。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、障害者手帳発行の関係機関窓口で当センターの利用案内を配布していただくよう依頼しております。</p> <p>また、視覚障害者団体等の開催する会合等においても当センターを紹介する機会をいただいております。</p> <p>そのほか、点訳及び音訳された図書に加え、利用者から要望のあった娯楽関係CD等を蔵書として所蔵し、利用拡大を図ります。</p> <p>引き続き利用者のニーズ把握、広報の充実を図り、利用者の拡大に努めてまいります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 基本協定書について</p> <p>長崎県視覚障害者情報センターに関する基本協定書において、指定管理業務の範囲が規定されているが、当該センターとしての業務ではないものも含まれている。</p> <p>十分協議のうえ、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>当該ご指摘につきましては、平成26年3月13日付けで「基本協定変更協定書」を取り交わし、適切な業務となるように基本協定書を変更しております。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【一般社団法人 長崎県ろうあ協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 内部統制について</p> <p>銀行届出印章と預金通帳が同じ場所に管理されており、さらに職員2名が自由に使用できる状況である。</p> <p>内部統制が働くよう適正に管理すること。</p>	<p>銀行届出印と預金通帳を別々に管理することといたしました。具体的には、銀行届出印章の管理者をセンター長、預金通帳の管理者を経理担当事務員と決めました。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 鶴鳴学園】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 補助金の実績報告について 下記補助金の実績報告について、次のとおり是正すべき点がある。 補助対象経費が補助基準額を上回っているため、補助金額に影響はないが、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 預かり保育推進事業補助金について 所要経費のうち人件費の一部が過大となっている。</p> <p>イ 長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金について (ア) 所要経費のうち、人件費の一部が過大となっている。 (イ) 所要経費のうち、交通費として報告しているものが、実際は講師昼食代であり、計上額も過大となっている。</p> <p>ウ 長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)について 実績報告書提出後、決算の数値に変更が生じているが、県への修正報告を行っていない。</p>	<p>ア 預かり保育推進事業費補助金に関して、人件費を再精査し、正しく修正した後、県に実績報告書を再提出いたしました。</p> <p>イ (ア)(イ)長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金に関して、所要経費を再精査し、正しい実績額に修正した後、県に実績報告書を再提出いたしました。</p> <p>ウ 長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)に関して、変更が生じている経費について正しく修正した後、県に実績報告書を再提出いたしました。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 補助金の実績報告について 下記補助金の実績報告について、次のとおり是正すべき点がある。 補助対象経費が補助基準額を上回っているため、補助金額に影響はないが、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 預かり保育推進事業補助金について 所要経費のうち人件費の一部が過大となっている。</p> <p>イ 長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金について (ア) 所要経費のうち、人件費の一部が過大となっている。 (イ) 所要経費のうち、交通費として報告しているものが、実際は講師昼食代であり、計上額も過大となっている。</p> <p>ウ 長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)について 実績報告書提出後、決算の数値に変更が生じているが、県への修正報告を行っていない。</p>	<p>ア 預かり保育推進事業費補助金に関して、鶴鳴学園に所要経費等を再精査させた後、実績報告書を再提出させ、帳簿等で確認を行いました。</p> <p>イ (ア)(イ)長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金所要経費等を再精査させた後、実績報告書を再提出させ、帳簿等で確認を行いました。</p> <p>ウ 長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)に関して、正しい数値に修正させた後、実績報告書を再提出させました。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 産業政策課		
【長崎県商工会連合会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 間接補助金の交付について</p> <p>長崎県小規模事業経営支援事業費補助金について、間接補助事業者である商工会に対して長崎県商工会連合会補助金等交付規程に規定されている補助金等交付請求書による請求に基づかずに補助金を交付している。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「長崎県商工会連合会補助金等交付規定」に沿い、商工会からの請求に基づき補助金を交付しております。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 産業振興課		
【公益財団法人 長崎県産業振興財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 未収金について</p> <p>金融支援事業会計について、設備導入等支援事業に係る未収金が平成24年度末で154,067千円ある。 前年度末より2,213千円減少しているが、これまで以上に未収金の早期解消に努めること。</p>	<p>未収金の回収については、未収企業の経営実態に応じて、対象設備及び担保不動産の売却による未収金への充当や、債務者、連帯保証人に対する文書、電話、訪問などによる督促等を行い、引き続き早期回収に努力いたします。</p> <p>又、制度利用企業への定期的な訪問活動をさらに強化することで、経営状況を的確に把握し、未償還事故の未然防止に努めてまいります。</p>
	<p>(2) 契約事務について</p> <p>当財団の財務規程では、250万円を超える契約については、契約書を作成しなければならないが、契約額が315万円にもかかわらず、請書での契約となっているものがある。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>今後、契約書作成の有無等を確認するチェックリストを導入するなど、契約事務について適正な事務処理を徹底してまいります。</p>
意見(団体)	<p>(1) ベンチャー投資企業の経営支援状況について</p> <p>当財団が投資している企業は現在8社である。 各企業に対しては、毎年度、公認会計士2名による財務調査、専門家による事業内容分析等を実施するなど経営状況の把握に努め、ベンチャー支援外部専門家委員会の提言に基づき、対応している。 しかしながら、投資企業8社のなかには、事業活動を停止している企業や、業績が低迷し早急に利益が上がる見込みが薄い企業など厳しい状況となっているものがある。 今後とも適切な対応を図っていくべきである。</p>	<p>今後とも、公認会計士による財務調査を継続し、ベンチャー支援外部専門家委員会の提言を踏まえ、投資先各社ごとの実情に応じた最適な対応を行うとともに、月1回実施している各企業に対する面接等の回数を必要に応じて増やすなど、適切な対応を図ってまいります。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 商工金融課		
【長崎県商工会連合会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 謝金の支出根拠について</p> <p>長崎県倒産防止特別相談事業費補助金の対象事業である倒産防止特別相談事業について、当法人が内規として定めている金額と異なる金額を弁護士へ謝金として支出しており、実態と相違している。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「講師・委員等の謝金等に関する基準」を改正し、当該基準に基づき支出を行っております。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 諫早湾干拓課		
【財団法人 諫早湾地域振興基金】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 工事の発注について</p> <p>調査研究事業の工事を地元の漁業協同組合に実施させ、同組合から提出された事業完成報告書に基づき、要した事業費を支出しているが、同組合に対する工事の発注は口頭のみで行われており、発注内容等を証する書類が作成されていない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>平成26年1月1日付けで「調査研究事業支出等取扱要領」および「会計処理・契約等フロー」を定め、周知を図ったところであり、今後は書面による発注を徹底するとともに、会計処理や契約事務の適正化に努めてまいります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金の計上について</p> <p>翌期6月支給分の特別手当(賞与)について、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を引当計上していない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>公益財団法人への移行にあわせ、勘定科目に賞与引当金の科目を加えるよう会計に関する規程等を全て改正するとともに、平成26年度当初予算において賞与引当金を計上いたしました。今後も会計処理の適正化に努めてまいります。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 林政課		
【公益社団法人 長崎県林業公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 会計処理について</p> <p>当会社では林業公社会計基準を適用しているが、次のとおり同会計基準と相違する取扱いが認められるので、適正な会計処理を行うこと。</p> <p>ア 販売用資産額の算出について 次年度販売予定の林齢46年生以上の森林資産を販売用資産として計上しているが、対象ではない林齢46年生未満のものも含めた平均単価を用いて、その価額を算出している。</p> <p>イ 売上原価の計上について 販売した林齢46年生未満の森林について、売上原価を計上していないものがある。</p> <p>ウ 正味財産増減計算書の事業費区分について 正味財産増減計算書で、直接経費として計上すべき「運搬費」「荷役費」等について、「間接事業」の「販売経費」に計上している。</p>	<p>ア 販売用資産の対象である林齢46年生以上の森林資産を抽出して算出することとし、適正な会計処理に努めてまいります。</p> <p>イ 当該森林の次回の販売時において対応いたします。 今後は、複数人での表間突合を徹底し、計上漏れがないように努めてまいります。</p> <p>ウ 「運搬費」「荷役費」等は、直接経費として計上することといたします。</p>
	<p>(2) 契約事務について</p> <p>契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 予定価格について 当会社経理規程により契約を締結しようとする場合は、契約の予定価格を決定しなければならないが、複合機のリース契約等において決定していない。</p> <p>イ 仕様書について 複合機のリース契約について、仕様書を書面で示さずに見積書を徴取し、契約を締結している。</p>	<p>ア 経理規程に基づき、予定価格の決定を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>イ 複合機のリース契約等については、仕様書を書面で示して、見積書を徴取することといたします。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>平成24年度正味財産増減計算書では、経常収益が678,899千円、経常費用が851,693千円で森林資産勘定振替前当期経常増減額は172,794千円である。</p> <p>当社は平成16年度に策定された第6次経営計画(平成17～76年度までの60年間の事業計画並びに経営改善計画)を平成22年度に見直し管理費の削減、分収林契約の変更、生産コストの縮減などに努めている。</p> <p>しかしながら、平成22年度に見直した第6次経営計画では、様々な改善効果を考慮しても、計画最終年度の平成76年度には最終収支は56億円の欠損金を見込んでいる。</p> <p>木材価格の回復は不透明なため、今後も、積極的に経営改善に取り組む必要がある。</p> <p>また、経営安定化には公社の自助努力だけでは限界があり、国・県・市町の公的支援は不可欠であるため、国等の施策を積極的に活用していくべきである。</p>	<p>平成25年度は、木材価格の上昇及び間伐量の増加、未利用材の販売推進等の収支改善策を講じた結果、販売収入の増加を見込んでおります。</p> <p>今後とも、木材価格の動向や行政の支援制度の改廃など、経営環境の変化を踏まえて、更なる経営合理化や収益向上策の検討に努め、積極的に収支改善に取り組んでまいります。</p> <p>また、国策により林業公社が奥地林等の森林整備を担ってきた経緯を踏まえ、国・県等に対し、林業公社の経営安定化に資する支援策を要望してまいります。</p> <p>なお、国・県・市町の効果的な施策については、今後とも積極的に活用してまいります。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 道路建設課		
【長崎県道路公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 未収金について</p> <p>道路通行料金の未納車両に係る未収金について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な会計処理を行うこと。</p> <p>ア 未収金の計上方法について 平成24年度に計上した未収金は平成25年1月～3月に発生した350円のみであり、平成24年4月～12月に発生した1,600円については、回収可能性が低いということで未収金として計上しておらず、収入としても認識されていない。</p> <p>イ 未収金の処理について 当年度末に計上した未収金については、平成25年度期首に「貸倒損失処理」を行っているが、費用の計上ではなく、道路料金収入の減額により処理している。</p>	<p>ア 平成25年10月分の実績から、通行料金未納車両台帳及び総括表を整備し、月次報告書に添付し供覧することにより現状把握しており、収入として計上し、収納不能の場合は雑損処理いたします。</p> <p>イ 平成25年度未納回収金については、全て未収金として計上し、入金があった時点で未収金の消し込みを行い、未回収分については、平成26年度末決算で雑損処理を行います。</p>
	<p>(2) 契約事務について</p> <p>契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 契約の方法について コピー機のリース契約について、予定価格が会計規則で定める額を超えているため競争入札により調達すべきところ、見積合わせにより調達している。</p> <p>イ 見積書の徴取について ラジオコマーシャル年間放送契約について、相手方から見積書を徴取するに当たり、見積執行通知書を送付しておらず、また、仕様書も示されていない。</p> <p>ウ 契約書の作成の省略について 契約書の作成の省略については、会計規則上、「簡易な契約」の場合に限り認められているが、「簡易な契約」についての定義が行われていない。</p> <p>エ 契約変更時の見積書徴取について 区間延長に伴う業務委託契約の変更(委託料の増加)については見積書を徴取すべきであるが、自ら提示した金額により施行している。</p>	<p>ア 道路公社の会計規則により、物件の借入の随意契約限度額は、80万円であり、今後は入札により調達を行います。</p> <p>イ 今後、見積執行通知書を仕様書と併せて送付することとし、適正な処理を行います。</p> <p>ウ 会計規則の修正手続きを行い、250万円以下の契約といたします。</p> <p>エ 次回より見積執行手続きを行い、見積書を徴取し適正な処理を行います。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置


項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
指摘事項(団体)	<p>オ 契約書記載事項の遵守について 道路料金収受監視等業務委託契約について、契約書に記載された下記事務が履行されていない。 (ア) 年度別、月別資金計画書の承認 (イ) 徴収員等の制服の承認 (ウ) 交通管理及び清掃業務の実施状況についての検査及び検査結果の通知</p>	<p>(ア) 平成25年11月14日付けで承認書を提出いたしました。 (イ) 業者より承認願いを提出させて、平成25年11月20日付けで承認いたしました。 (ウ) 当月の月次報告による報告を受けて、検査を行い通知を行うことといたします。</p>
	<p>(3) 現金の適正な管理について 銀行への預け入れまでの間一時的に事務所内で保管している回数券販売代金について、現金出納簿に記帳していないため、現金出納簿と実際の現金残高が一致していない。 万一の事故防止のため、現金は適正に管理すること。</p>	<p>今後、現金収入伝票を切ることにより、現金出納簿と現金残高を一致させます。翌営業日に金融機関へ入金し、預金に振り替える処理を行います。</p>
	<p>(4) 工事の前金払に係る会計処理について ながさき女神大橋道路維持改良工事について、平成24年度に前金払をしているが、前金払相当額を当年度の費用として計上している。 当年度においては引渡しがなく未竣工であり、また、本工事はそもそも転落防止柵の新設であるので、当年度の前金払は建設仮勘定等で計上したうえで、完成時に資産の増加として処理すること。</p>	<p>平成25年度決算から固定資産として計上いたします。</p>
	<p>(5) 退職手当引当金の算定について 退職手当引当金が関係諸規定の適用誤りにより要引当額を下回っている。適正に計上すること。</p>	<p>平成25年度決算で退職引当金を前期損益修正損として計上し積立不足を修正いたします。</p>
	<p>(6) 双方代理について 3公社(長崎県道路公社、長崎県土地開発公社、長崎県住宅供給公社)兼務の役員及び一部職員の人件費、弁護士報酬等の3公社の共通経費について、平成24年度末に3公社間で請求書による精算が行われているが、理事長が3公社を兼務しているため請求者と請求相手が同じであり、双方代理となっている。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>今後、各公社間で請求等の行為を行う場合は、双方代理とならないよう、理事長が常務理事に請求にかかる代理権を委任して、常務理事が請求を行うことといたします。</p>

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当団体が現在管理運営している4路線のうち、平成24年度の通行台数において、計画台数を上回っている路線は2路線のみであり、残りの2路線は計画台数を下回っている。</p> <p>また、収支状況では、計画以上に償還準備金を繰り入れている路線は2路線で、残りの2路線は計画を下回っている状況である。</p> <p>なお、当年度末までの償還準備金累計額全体での計画比率は、101.0%となっている。</p> <p>今後とも、道路施設の安全性にも配慮しながら経費節減等を行い、経営改善等に努めるべきである。</p>	<p>今後とも、道路の安全性に配慮しながら、耐用年数を延ばすために、施設のメンテナンスを強化いたします。また、定年退職者の補充を再雇用による任用や嘱託職員で補うこと等により、なおいっそうの経費節減に努めてまいります。</p>

26教総第57号
平成26年5月30日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 溝口 芙美雄 様
長崎県監査委員 高見 健 様

長崎県教育委員会委員長 野中 彌三 

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成26年3月25日付25長監第85号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成25年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 生涯学習課		
【西彼青年の家施設運営協会】		
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用促進について</p> <p>平成24年度の長崎県立西彼青年の家における利用実績は夏休み期間中に大口のキャンセルがあったことに伴い、前年度より減少しており目標利用者数を下回っている。</p> <p>引き続き、設定した目標に向けて利用促進の取り組みを行うべきである。</p>	<p>指定管理者において、学校・地元市町教育委員会に対する施設利用の働きかけや過去に実施した主催事業の随時見直し、ホームページやチラシ等による広報活動など、利用者確保に向けた取組を随時行っております。</p> <p>今後も引き続き、施設の利用促進の取組を行い、新たな利用者の獲得やリピーターの確保に努めてまいります。</p>